

前橋市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年11月26日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊行
同	横	山	勝彦
同	近	藤	登

内 監

令和7年11月26日

前 橋 市 長 小 川 晶 様  
前橋市議会議長 富 田 公 隆 様

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

財務部

財政課、資産経営課、収納課、市民税課、資産税課

環境部

環境政策課、ごみ政策課、ごみ収集課、廃棄物対策課、清掃施設課

#### (2) 対象年度

令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和6年度も対象としました。

### 4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

### 5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

### 6 監査期間

令和7年10月9日から同年11月26日まで

### 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行わ

れ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項及び事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 財務部財政課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 財務部資産経営課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

市有地の貸付料において、履行期限までに納入しない者に対し、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 入札不調後の対応について（要望事項）

市議会庁舎自家用電気工作物保守点検業務において、当初の入札が不調となった後、仕様について、履行期間の始期を令和7年4月1日から令和7年4月18日に変更したものの、他の業務内容は変更せずに、後日、当初の業者と入札を再実施していた。

契約監理課が示す入札執行手順では、入札が不調となり、後日入札を実施する場合の対応は「仕様はそのまま業者を変えて実施」又は「仕様を変更し当初の業者で実施」としている。履行期間の始期のみの変更は、仕様の変更とは言い難いため、入札が不調となった場合は、契約監理課が示す入札執行手順にのっとり実施するよう検討されたい。

(3) 財務部収納課（指摘事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

領収日付のデータ化に伴う領収済通知書仕分等委託業務において、入札参加者から刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書の提出を受けていないにもかかわらず、指名競争入札を執行していた。

物品購入等入札注意事項において、入札参加者は、当該誓約書を提出のうえ、入札しなければならないと規定していることから、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 財務部市民税課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 財務部資産税課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 環境部環境政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 環境部ごみ政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(8) 環境部ごみ収集課（指摘事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

北代田町641番7及び駒形町58番29の土地について、それぞれ令和7年5月及び6月に寄附により取得しているが、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。

令和4年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、財務規則第189条第1項において、主務課長は、土地を寄附等により取得したときは、公有財産異動通知書に、関係図面及び関係書類を添えて、直ちに資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(9) 環境部廃棄物対策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(10) 環境部清掃施設課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。